

「女性活躍加速のための重点方針2015」 に基づく来年度予算要求等の検討状況

**＜女性活躍のための環境整備（困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備）
について＞**

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	② <u>女性の活躍を阻害する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」、「パワーハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶のため、ハラスメントへの厳正な対処及び予防のための職場環境づくりへの支援、施行体制の整備を進める。</u> とりわけ、女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に継続就業を断念させる結果に直結する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、次期通常国会における法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。
該当施策名 (事業名)	マタニティ・ハラスメントへの厳正な対処、体制整備等
該当施策の背景・目的	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティ・ハラスメント」）は、近年相談件数が増加傾向にあり、昨年の最高裁判決等により社会的関心が高まっているところ。一方で、マタハラが法律に違反する行為という理解が事業主、労働者ともに進んでいないことから、マタニティ・ハラスメントの未然防止を図るとともに、相談体制の強化を図るもの。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 (E) その他（具体的に： 検討中 ）
該当施策概要	「女性活躍加速のための重点方針 2015」の趣旨を最大限に踏まえて最も効果的な対応ができるよう、様々な角度から鋭意検討を進めているところ。 なお、p12 の 3 (2) ②も同趣旨である。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	② 女性の活躍を阻害する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」、「パワーハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶のため、ハラスメントへの厳正な対処及び予防のための職場環境づくりへの支援、施行体制の整備を進める。 <u>とりわけ、女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に継続就業を断念させる結果に直結する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、次期通常国会における法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。</u>
該当施策名 (事業名)	マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応
該当施策の背景・目的	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティ・ハラスメント」）は、近年相談件数が増加傾向にあり、昨年の最高裁判決等により社会的関心が高まっているところ。現行でも、男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条において、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止が法律上規定されているが、未然防止に向け、さらに事業主の取組強化が求められるところ。
該当施策の政策手段の分類	☒ A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に： ）
該当施策概要	いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、事業主の取組強化策について、労働政策審議会において検討し、来年の通常国会において改正法案の提出を目指す。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	②女性の活躍を阻害する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」、「パワーハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶のため、ハラスメントへの厳正な対処及び予防のための職場環境づくりへの支援、施行体制の整備を進める。とりわけ、女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に継続就業を断念させる結果に直結する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、次期通常国会における法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。
該当施策名 (事業名)	働きやすい職場環境形成事業
該当施策の背景・目的	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増加を続けるなど、社会的な問題として顕在化してきている。 この状況を踏まえ、平成 24 年 3 月 15 日には、厚生労働省に設置された職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議において、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。また、過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成 27 年 7 月 24 日閣議決定)においても、職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施が盛り込まれた。 職場のパワーハラスメント問題の予防・解決には、この問題の重要性を企業や労働組合に気づかせ、予防・解決に向けた取組を支援するために、この問題の現状や課題、取組例などについての周知啓発を行うとともに、職場の一人ひとりが自覚し、考え、対処するための環境が整うよう、社会的な気運を醸成することが重要である。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ◎ 予算 27 年度予算 : 119,963 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針 : 新規 拡充 継続 ※一部新規の方向で検討中 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に :)
該当施策概要	平成 28 年度には、パワハラ予防・解決に向けたポスター等による周知・広報を引き続き実施するとともに、労使による職場のパワハラ対策を更に推進するため、セミナーの開催や企業の取組の好事例集の作成等を通じて平成 27 年度に公表した「パワーハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド～」の普及徹底を図ること、また、労使の取組の実施状況を改めて把握するため、パワハラに係る実態調査を実施することを検討中である。
問い合わせ先 部局課 担当者名 連絡先	厚生労働省 労働基準局労働条件政策課賃金時間室

働きやすい職場環境形成事業の全体像

平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査結果、平成26年に5月に発表された個別労働紛争解決制度における相談状況等を踏まえ、平成27年度には以下の取組を実施する予定。

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた施策パッケージ

I 広く国民及び 労使への周知・ 広報

- ③ ポータルサイト「あかるい職場応援団」
 - …裁判例50例追加
 - …労働者・潜在的パワハラ加害者・人事担当者
それぞれにわかりやすいサイトへ再構築
 - …スマートフォン用サイトの開設、ツイッターアカウントの開設
- ⑤ ポスターやパンフレット・リーフレットの配布等
 - …全国の行政機関・公共交通機関等でポスター掲示・パンフレット等配布
 - …マニュアルの周知徹底
 - …雑誌への記事掲載

II 労使の具体的 な取組の促進

- ④ パワハラ対策導入マニュアルの充実
 - …「パワハラ対策導入マニュアル」の相談・再発防止部分の充実
- ⑥ セミナーの実施
 - …全国47都道府県でパワハラ対策導入マニュアルを実際に用いるための
セミナーを開催

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の対策を推進する。 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等の連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業
該当施策の背景・目的	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とするもの。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 千円 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※内数である場合はその旨記載。 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)

該当施策概要	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局推進課 暴力対策推進室

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

1. 目的

地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するために必要なスキルや支援体制整備の推進にむけた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を図る。

2. 概要

<行政職員研修>

○地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員

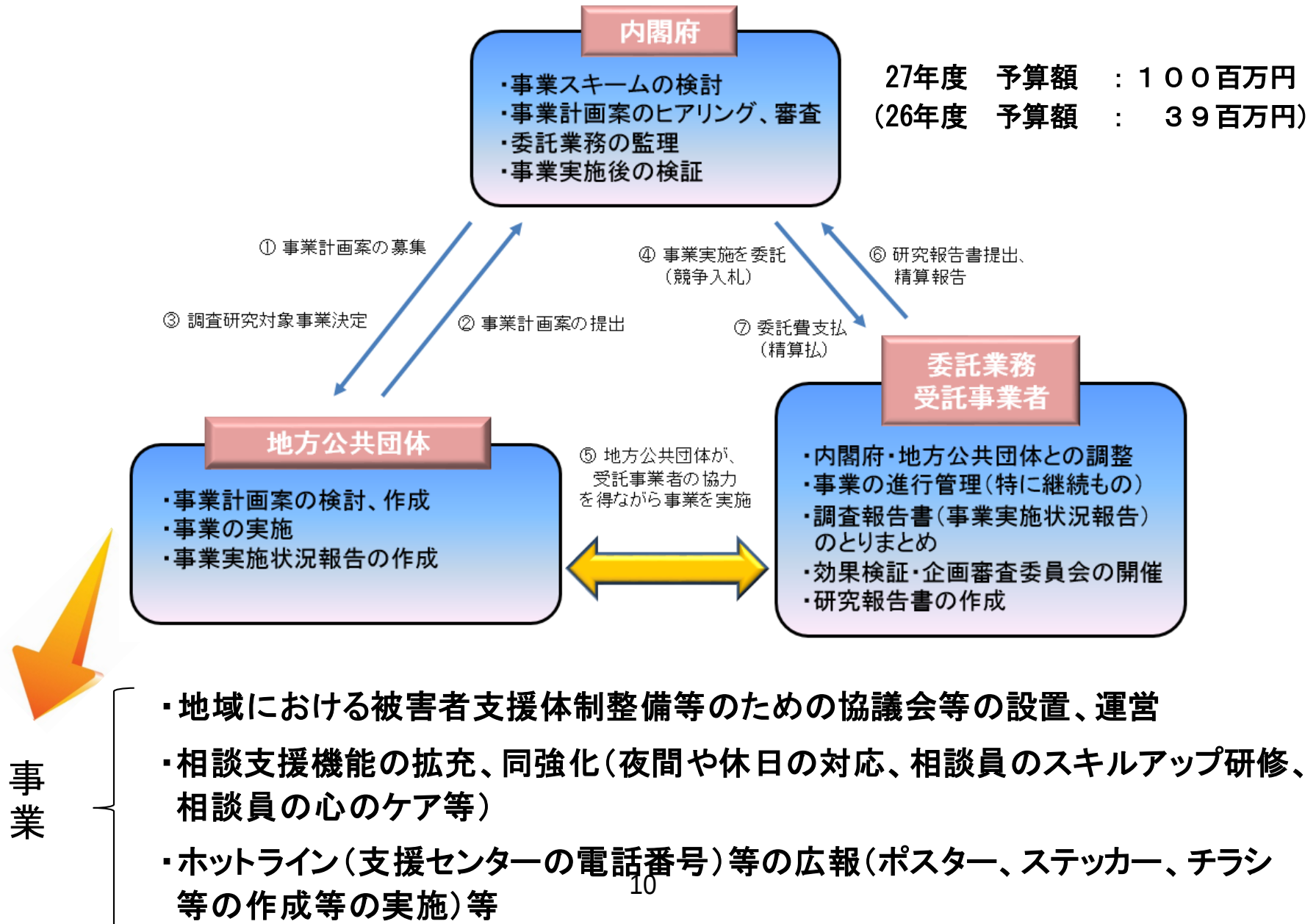
<支援員研修>

○民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の対策を推進する。 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」(法務省)の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等の連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究
該当施策の背景・目的	地方公共団体における性犯罪被害者等の支援体制の整備は進展の動きがあるものの、十分な広がりを見せているとはいえない状況である。その理由として、性犯罪被害者からの相談に対応できる相談員がいない、関係機関との連携体制がない、相談員等のノウハウがないなどが挙げられている。このようなことから、本事業において様々な取組を実証的に調査研究することで、地方公共団体における被害直後及び中長期的支援が受けられる体制の整備を目的としている。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ③ 予算 27 年度予算：100,009 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に：)

該当施策概要	性犯罪被害者等に対する支援事業を計画する地方公共団体を対象として、ワンストップ支援センター設置等のための被害者支援体制の構築・強化、被害者相談機能強化、広報啓発活性化等に関する事業計画を提出していただき、採択した事業計画に基づき事業を実施し、その効果について検証・研究を行い、他の地方公共団体に情報共有を図ることで、性犯罪被害者支援体制構築の推進を図ってくもの。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局推進課 暴力対策推進室

性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究



「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」(法務省)の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずる
該当施策名 (事業名)	性犯罪の罰則の在り方について、「性犯罪の罰則に関する検討会」の検討結果を踏まえた必要な措置の実施
該当施策の背景・目的	性犯罪の罰則に関しては、第3次男女共同参画基本計画において、平成27年度末までに実施する具体的施策として、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方を検討するものとされているほか、各方面からも様々な指摘があるところである。これらの指摘を踏まえつつ、性犯罪の罰則の在り方について、法務省として検討するに当たり、幅広く意見を反映させるために、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援関係者等から成る「性犯罪の罰則に関する検討会」を設け、検討を行っている。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に：)
該当施策概要	「性犯罪の罰則に関する検討会」は、平成26年10月31日に第1回会合を開催し、平成27年7月10日までに11回の会合を開催し、強姦罪の見直し(非親告罪化、構成要件の見直し等)等について検討を行っているところである。同検討会は同年8月頃に取りまとめを行う予定であり、これを踏まえて、法務省において、必要な措置について検討する予定である。
問い合わせ先 部局課	法務省 刑事局刑事法制管理官

性犯罪の罰則に関する検討会について

1 趣旨

性犯罪の罰則の在り方について，法務省として検討を行うに当たり，論点の抽出，整理のほか，今後の検討の方向性について幅広く意見を伺うため，刑事法研究者，法曹三者，被害者支援団体関係者等の有識者からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催している。

2 構成

(1) 座長

山口 厚 （早稲田大学教授）

(2) 委員

井田 良 （慶應義塾大学教授）

小木曾 綾 （中央大学教授）

北川 佳世子 （早稲田大学教授）

木村 光江 （首都大学東京教授）

工藤 陽代 （警察庁刑事局刑事企画課付）

齋藤 梓 （臨床心理士・目白大学専任講師・被害者支援都民センター相談員）

佐伯 仁志 （東京大学教授）

田中 素子 （最高検察庁検事）

田・ 三保子 （東京地方裁判所部総括判事）

角田 由紀子 （弁護士）

宮田 桂子 （弁護士）

3 開催状況

第1回 平成26年10月31日

○ 検討すべき論点について

第2回 平成26年11月21日

○ ヒアリング

第3回 平成26年11月28日

○ ヒアリング

第4回 平成26年12月24日

○ 論点の整理（別添「性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理」のとおり）

○ 性犯罪を非親告罪とすることについて（第2）

○ 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について（第3）

○ 配偶者間における強姦罪の成立について（第1の7）

第5回 平成27年1月29日

- 配偶者間における強姦罪の成立について（第1の7）
- 強姦罪の主体等の拡大について（第1の2）
- 性交類似行為に関する構成要件の創設について（第1の3）

第6回 平成27年2月12日

- 強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和について（第1の4）
- 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について（第1の5）
- いわゆる性交同意年齢の引上げについて（第1の6）

第7回 平成27年2月27日

- 性犯罪の法定刑の見直しについて（第1の1）
- 刑法における性犯罪に関する規定の位置について（第4）

第8回 平成27年3月17日（二巡目）

- 性犯罪を非親告罪とすることについて（第2）
- 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について（第3）
- 強姦罪の主体等の拡大・性交類似行為に関する構成要件の創設（第1の2，3）

第9回 平成27年4月24日（二巡目）

- 強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和及び地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について（第1の4，5）
- いわゆる性交同意年齢の引上げについて（第1の6）
- 性犯罪の法定刑の見直しについて（第1の1）

第10回 平成27年5月28日

- 「強姦罪の主体等の拡大」，「性交類似行為に関する構成要件の創設」と「法定刑の見直し」について（第1の1，2，3）
- 「地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設」と「いわゆる性交同意年齢の引上げ」と「法定刑の見直し」について（第1の1，4，5，6）

第11回 平成27年7月10日

- 取りまとめに向けた検討

第12回 平成27年8月6日（予定）

性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理

第 1 性犯罪の構成要件及び法定刑について

1 性犯罪の法定刑の見直し

現行法において、強姦罪の法定刑の下限が強盗罪のそれよりも低いこと、強姦致死傷罪の法定刑の下限が強盗致傷罪のそれよりも低いことなどにつき、強姦罪の法定刑を強盗罪と同じ又はそれより重いものとするなどの見直しをすべきか。また、被害者が年少者である場合に刑を加重するなどすべきか。

また、現行法では、強姦犯人が強盗をした場合については、強姦罪と強盗罪の併合罪とされている一方、強盗犯人が強姦をした場合については、特に重い罰則（強盗強姦罪）が規定されているところ、強姦犯人が強盗をした場合についても強盗強姦罪と同様に重く処罰するなどの規定を設けるべきか。

2 強姦罪の主体等の拡大

現行法では、強姦罪の行為者は男性、被害者は女性に限られているところ、行為者及び被害者のいずれについても性差のないものとすべきか。

3 性交類似行為に関する構成要件の創設

現行法では、強姦罪で処罰される男性器の女性器への挿入以外の性的行為は強制わいせつ罪で処罰されるところ、肛門性交、口淫等の性交類似行為については新たな犯罪類型を設けるなどし、強姦罪と同様の刑、あるいは、強制わいせつ罪より重い刑で処罰することとすべきか。

4 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和

現行法及び判例上、強姦罪等が成立するには、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度の暴行又は脅迫を用いることが要件とされているところ、この暴行・脅迫の要件を緩和すべきか。また、準強姦罪等の成立要件についても、見直すべきか。

5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

親子関係等の一定の地位や関係性を利用して、従属的な立場にある者と性的行為を行う類型について、新たな犯罪類型（近親姦処罰規定を含む。）を設けるべきか。

6 いわゆる性交同意年齢の引上げ

現行法では、暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する範囲は被害者が 13 歳未満の場合とされているところ、この年齢を引き上げるべきか。

7 配偶者間における強姦罪の成立について

現行法では、配偶者間における強姦罪の成立について特段の規定がないところ、配偶者間においても強姦罪が成立することを明示する規定を置くべきか。

第2 性犯罪を非親告罪とすることについて

現行法では、（準）強姦罪及び（準）強制わいせつ罪については親告罪とされているところ、この規定を廃止し、告訴がなくても公訴を提起することができることとすべきか。

第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について

特に年少者が被害者である性犯罪について、一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか、あるいは公訴時効を撤廃すべきか。

第4 刑法における性犯罪に関する条文の位置について

強姦罪及び強制わいせつ罪等について条文の位置を見直すべきか。

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 性犯罪被害者支援に携わる人材の育成
該当施策名 (事業名)	検察官等に対する研修の充実等
該当施策の背景・目的	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に：研修科目の充実)
該当施策概要	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。
問い合わせ先 部局課	法務省 刑事局総務課教養係

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」(法務省)の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、<u>引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。</u>また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪に対する厳正な対処等 (女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実等)
該当施策の背景・目的	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他 (具体的に：第 2 次犯罪被害者等基本計画等)
該当施策概要	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成 27 年 4 月現在 7,505 名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成 19 年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成 28 年度も、上記施策を推進する。
問い合わせ先 部局課	警察庁 刑事局捜査第一課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・性犯罪の罰則に関し法制度改正の要否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備)
該当施策の背景・目的	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の滅失防止を図り、被害の潜在化を防止する。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ③ 予算 27 年度予算： 6 7 2 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：検討中 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 平成 26 年 10 月から、5 都道府県の医療機関において試行実施しており、現在、平成 27 年度予算について、試行実施結果に応じて配布先医療機関を選定中である。
問い合わせ先 部局課	警察庁 刑事局捜査第一課

医療機関における性犯罪証拠採取セットの整備

現状(問題点) 性犯罪の被害者は、警察に届け出るよりも先に医療機関を受診する場合がある。

- ・ 公的な被害者支援を受けることができず、被害者が一人で問題を抱え込む。
 - 被害者支援制度(カウンセリング、緊急避妊、性感染症の予防的治療等)を利用する機会の喪失、治療費の公費負担等
 - 被害届を提出する機会の喪失(未届け事案の増加)
- ・ 警察への被害申告を躊躇している間に身体等に付着した証拠が滅失する。
 - 検挙率の低下、連続発生(性犯罪の特徴)による被害者数の増大

対策

第2次犯罪被害者等基本計画

(平成23年3月25日閣議決定)

○刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進(資機材の整備、医療機関への働きかけを推進)

犯罪被害者支援要綱 (平成23年7月7日警察庁次長)

○刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進
- 医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう医療機関に働きかけを行い、証拠の採取・保管に必要な資機材を整備し、警察への被害申告を躊躇している間に証拠が滅失することのないよう努める。

平成25年度警察庁犯罪被害者支援推進計画、犯罪被害者等基本法

措置

ワンストップ支援センターを中心に医療機関へ性犯罪証拠採取セットを配布し、証拠採取、保管及び被害者に対する情報提供を依頼。(1年間の試行)

効果

- ・ 性犯罪被害者の精神的負担の軽減
- ・ 性犯罪被害の未届け事案の減少
- ・ 早期証拠保全が図られることによる検挙率向上
- ・ 正確な情報分析による性犯罪の防止

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、<u>性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進</u>、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。【内閣府（男女、共生）、法務省、警察庁、厚労省】
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
該当施策の背景・目的	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 ☒ E その他（具体的に：第 3 次男女共同参画基本計画）
該当施策概要	ワンストップ支援センターにおいて、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察においても関係機関・団体との協力・連携を図る。
問い合わせ先 部局課	警察庁 長官官房 給与厚生課 犯罪被害者支援室

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、<u>関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進</u>、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。【内閣府（男女、共生）、法務省、警察庁、厚労省】
該当施策名 (事業名)	関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進
該当施策の背景・目的	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ☒ C 予算 27 年度予算： 58,244 千円 の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：検討中 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	性犯罪被害の潜在化防止のため、関係機関・団体と連携した取組を推進するほか、被害者等と接する警察官への教育を推進するとともに、警察による支援施策の周知を図る。
問い合わせ先 部局課	警察庁 長官官房 給与厚生課 犯罪被害者支援室

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、性犯罪被害者支援のための各種取組を図る。【内閣府（男女、共生）、法務省、警察庁、厚労省】
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者支援に携わる人材の育成
該当施策の背景・目的	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 72,896 千円 の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：検討中 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	1 第一線の現場で被害者等と接する警察官に対する被害者等の心情に配慮するための教育の推進 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者や部外有識者による講演会等を行っている。 2 カウンセリング技能を有する警察職員の活用 カウンセリングに関する 専門的知識や技術を有する職員の配置し、平成 19 年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている。 3 精神科医、カウンセラー等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用 都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。
問い合わせ先 部局課	警察庁 長官官房 給与厚生課 犯罪被害者支援室

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備
小項目	③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。 ・ 性犯罪の罰則に関し法制度改正の要否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）の検討結果を踏まえた必要な措置を講ずるとともに、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図るため、引き続き性犯罪捜査担当係への女性警察官配置の推進や女性警察官の性犯罪指定捜査員等への指定を行い事情聴取体制を整備するなど性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進、関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進、性犯罪被害者支援に携わる人材の育成、女性警察職員の配置等による相談体制の充実、カウンセリング費用等の公費負担の充実等、<u>性犯罪被害者支援のための各種取組</u>を図る。【内閣府（男女、共生）、法務省、警察庁、厚生省】
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者支援のための各種取組の推進
該当施策の背景・目的	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 77,569 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：検討中 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	1 女性警察職員による「性犯罪 110 番」等の相談体制の充実 性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 2 初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度の充実 平成 18 年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。 3 カウンセリング費用の公費負担制度の充実 一部の都県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用されている。
問い合わせ先 部局課	警察庁 長官官房 給与厚生課 犯罪被害者支援室